

学校DX推進体制強化支援事業 業務委託仕様書

- 1 業務名 学校DX推進体制強化支援事業業務委託
- 2 履行期間 契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで
- 3 業務の目的・概要

県内におけるICT教育のさらなる推進に向け、ICT教育に関する各市町等教育委員会の指導力を強化するとともに、公立小中学校におけるICT端末等の効果的な利活用の促進やICT環境の整備等の充実を図るため、市町等教育委員会に対するコンサルティングのほか、アドバイザーの派遣やICT教育に関する実践交流会を行う。

4 業務内容

(1) 市町等教育委員会に対するコンサルティング業務

ICT教育の推進に課題を抱える市町等教育委員会（以下、「市町」という。）に対し、それぞれの課題に応じた助言等の支援を行う。

ア 支援内容

- ・支援対象市町へのヒアリング等により、当該市町が抱えるICT教育に関する課題を的確に把握するとともに、その課題解決に向けた具体的な対応策の提示や助言等の支援を行うこと。
- ・支援対象市町への訪問は月一回程度を基本とし、履行期間を通じて継続的に支援すること。
- ・必要に応じて、市町の担当者とともに学校現場を訪問すること。
- ・その他、具体的な支援にあたっては、県と十分に協議すること。
- ・本業務を実施する者は、ICT教育に精通したものであることが望ましい。

イ 対象市町

支援対象は県が指定する市町とする（5市町程度を想定。）。

(2) アドバイザー派遣業務

各市町や各小中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）を対象に、学習におけるICT端末等の効果的な利活用及び安心・安全な学校ICT環境整備等の充実を図る助言を行うため、アドバイザーを派遣する。

ア 業務内容

- ・県が指定するアドバイザー（4名程度）を活用すること。ただし、これに加え、受託者が独自にアドバイザーを選定することは差し支えないものとする。
- ・各市町からの要請に応じて派遣する。
- ・各市町からの派遣要請の受付窓口（メールアドレス）を設定し、市町、アド

- バイザーとの日程調整や実績の確認、アドバイザーへの報償費・旅費（オンラインの場合を除く。）の支給を行うこと。
- ・派遣回数は30回を上限とする。

イ 対象市町

県内全市町を対象とする。

ウ その他

- ・アドバイザーの派遣単価は一時間あたり12,000円（税込）を上限とする。ただし、事前の資料作成等に要する時間や会場への移動時間は報償費の対象外とする。

(3) 令和5年度ICT教育実践交流会の開催

県内各小中学校の教員や各市町関係者を対象に、ICT機器を効果的に用いた児童生徒の学びの深化を図ることを目的として、ICT教育実践交流会を開催する。

ア 開催時期・回数

年間1回程度開催することとし、開催日程については県と協議して決定するものとする。

イ 開催内容等

- ・交流会の内容は、実践発表者による発表のほか、上記目的達成に資する内容となるよう工夫すること。また、県内の教育委員会の指導主事や小中学校の教職員、ICT支援員等が幅広く傍聴することができるよう工夫すること。
- ・実践発表に対する講評を行う者を招聘すること。
- ・交流会終了後、県ホームページで公開可能な開催レポートを作成すること。
- ・その他、交流会の具体的な内容については、県と十分に協議すること。

ウ 実践発表者

実践発表者は各市町を通じ、県内の小中学校から募集して選定する。選定にあたっては、県内の幅広い地域からの選出となるよう努めるとともに、可能な限り発表者の教科が重複しないよう配慮すること。

エ その他

- ・実践発表者への報償費・旅費は委託費に含めないこととする。

(4) 三重県ICT教育推進連絡協議会（仮称）への出席

令和5年4月に県で設置予定の「三重県ICT教育推進連絡協議会（仮称）」へ出席すること（年4回程度を予定）。なお、出席した際は、市町への支援状況等について報告を行うこと。

(5) 感染拡大防止に配慮した事業実施

事業実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をふまえ、感染拡大防止にかかる必要な措置を講じること。また、今後、感染が再拡大した際にも支援が滞ることのないよう、平時からオンラインツールを積極的に活用するなど、事業実施方法を工夫すること。

5 契約上限額

金5,997,607円（消費税及び地方消費税を含む）

6 事業進捗及び実績報告について

受託者は、以下について報告するとともに、適切に書類を保管すること。

(1) 事業進捗

委託業務の実施にあたっては、月単位の活動報告として「業務報告書」（様式任意）を翌月の10日まで（ただし、令和6年3月分は不要）に県へ提出する。

また、事業進捗状況や業務内容等に関する県との打合せについて、少なくとも月1回以上実施し、その他必要に応じて随時実施すること。

なお、「業務報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・各市町教育委員会等への支援件数及び内容
- ・アドバイザーの派遣件数及び内容

(2) 実績報告

委託業務が完了したときは、「事業実績報告書」を令和6年3月15日までに紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可）を保存したCD（DVD）-ROMを提出すること。

なお、「事業実績報告書」の記載項目は、以下に掲げるものを基本とし、必要に応じて別途県が指示するものとする。

- ・各市町教育委員会等への支援件数及び内容
- ・アドバイザーの派遣件数及び内容
- ・ICT教育実践交流会の開催状況（開催実績、参加者数等）

7 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び補助員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び補助員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

8 特記事項等

- (1) 受託者は、業務執行に当たっては、総括責任者及び各業務行程別に責任者を定め、三重県に届出しなくてはならない。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはならない。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければならない。
- (4) 受託者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより行程、納期に遅れる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (7) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度県と協議すること。